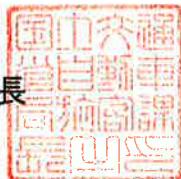




国自旅第77号
令和2年6月26日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長



障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について

標記については、平成31年2月7日付国自旅第242号「障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認について」により、公共交通事業者に対し、「障害者に対し過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うこと」について理解と協力を求めてきたところ、障害者割引適用時の本人確認方法として、マイレージ等の会員サービス及び交通ICカード等の活用に加え、新たにスマートフォン等の活用により、利用の度に障害者手帳の提示を求めていない事業者が増加しているところです。

今般、本年4月22日に第77回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第8回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性の確保のため、障害者本人確認等の簡素化」が示されました。

また、これを受けて、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室より関係省庁に対し、障害者の本人確認等の簡素化の要請等の依頼がなされ、今般、総合政策局安心生活政策課長及び情報政策課長から、別添のとおり、障害者割引運賃・料金による乗車時等の本人確認に関して、協力依頼がなされております。

つきましては、障害者等の移動及び施設利用上の利便性をより向上させる観点から、貴会傘下の会員に対し、「障害者手帳等の提示を利用の都度求めていない例」（別紙参照）を周知していただくとともに、障害者割引運賃・料金による乗車時等の本人確認に際しては、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、理解と協力を求めていただきますようよろしくお願ひいたします。